



SU20310101

(参考)
パターンASAISON
INSURANCE
セゾンの保険

地震保険改定のご案内

平成 29 年 1 月 1 日以降を補償開始とする地震保険に対して以下の改定を行いました。
内容をご確認の上、加入をご検討いただくようお願いいたします。

※地震保険は「地震保険に関する法律」に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営している制度であり、今回の改定は各損害保険会社共通のものです。

1. 地震保険料の改定について

地震保険料を改定します。

改定後の保険料は、保険の対象の所在地（都道府県）および建物の構造により異なりますが、多くの場合、保険料引き上げとなります。

◆ 都道府県別の地震保険料の改定例（保険金額 1,000 万円、保険期間 1 年、割引適用なしの保険料）

※保険料は、保険金額、保険期間、建物の所在地・構造等によって異なります。

所在地	イ構造 (火災保険の構造級別：M、T構造)			ロ構造 (火災保険の構造級別：H構造)			経過料率 (火災保険の構造級別：) H構造(経過料率)		
	現 行	改定後	改定率	現 行	改定後	改定率	現 行	改定後	改定率
岩手県、秋田県、山形県 栃木県、群馬県、富山県 石川県、福井県、長野県 滋賀県、鳥取県、島根県 岡山県、広島県、山口県 福岡県、佐賀県、長崎県 熊本県、鹿児島県	6,500円	6,800円	+4.6%	10,600円	11,400円	+7.5%	8,400円	8,800円	+4.8%
福島県	6,500円	7,400円	+13.8%	13,000円	14,900円	+14.6%	8,400円	9,600円	+14.3%
北海道、青森県、新潟県 岐阜県、京都府、兵庫県 奈良県	8,400円	8,100円	-3.6%	16,500円	15,300円	-7.3%	10,900円	10,500円	-3.7%
宮城県、山梨県、香川県 大分県、宮崎県、沖縄県	8,400円	9,500円	+13.1%	16,500円	18,400円	+11.5%	10,900円	12,300円	+12.8%
愛媛県	11,800円	12,000円	+1.7%	24,400円	23,800円	-2.5%	15,300円	15,600円	+2.0%
大阪府	13,600円	13,200円	-2.9%	24,400円	23,800円	-2.5%	17,600円	17,100円	-2.8%
茨城県	11,800円	13,500円	+14.4%	24,400円	27,900円	+14.3%	15,300円	17,500円	+14.4%
徳島県、高知県	11,800円	13,500円	+14.4%	27,900円	31,900円	+14.3%	15,300円	17,500円	+14.4%
埼玉県	13,600円	15,600円	+14.7%	24,400円	27,900円	+14.3%	17,600円	20,200円	+14.8%
愛知県、三重県 和歌山県	20,200円	17,100円	-15.3%	32,600円	28,900円	-11.3%	26,200円	22,200円	-15.3%
千葉県、東京都 神奈川県、静岡県	20,200円	22,500円	+11.4%	32,600円	36,300円	+11.3%	26,200円	29,200円	+11.5%

2. 補償内容の改定(損害区分の細分化)

地震保険の損害の程度の区分（以下、「損害区分」といいます。）を定めている「地震保険に関する法律施行令」の改正により、これまでの損害区分の「半損」が「大半損」と「小半損」に2分割されます。

現行(3区分)		➔	改定後(4区分)	
損害の程度	お支払する保険金		損害の程度	お支払する保険金
全損	地震保険金額の100% (時価額が限度)		全損	地震保険金額の100% (時価額が限度)
半損 ^{※1}	地震保険金額の50% (時価額の50%が限度)		大半損 ^{※1}	地震保険金額の60% (時価額の60%が限度)
			小半損 ^{※1}	地震保険金額の30% (時価額の30%が限度)
一部損	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)		一部損	地震保険金額の5% (時価額の5%が限度)

※1 損害の程度の認定基準は下記のとおりです。（「全損」「一部損」の認定基準には変更ありません。）

損害の程度		建物(①または②)	家財
現行	半損	①主要構造部 ^{※2} の損害額が時価額の20%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上70%未満	損害額が時価額の30%以上80%未満
改定後	大半損	①主要構造部 ^{※2} の損害額が時価額の40%以上50%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の50%以上70%未満	損害額が時価額の60%以上80%未満
	小半損	①主要構造部 ^{※2} の損害額が時価額の20%以上40%未満 ②焼失、流失した部分の床面積が延床面積の20%以上50%未満	損害額が時価額の30%以上60%未満

※2 軸組、基礎、屋根、外壁等をいいます。

3. 割引確認資料の対象範囲拡大について

地震保険割引を適用する際に提出いただく確認資料の範囲が以下のとおり拡大されます。

割引の適用条件を満たすことが確認できる所定の確認資料の写しをご提出いただきますと、地震保険割引を適用することができます。現在、地震保険割引を適用していない場合は新たに割引を適用できる可能性があり、既に地震保険割引を適用している場合は割引率を拡大できる可能性があります。

	改定の対象となる地震保険割引	改定内容
①	免震建築物割引 耐震等級割引	登録住宅性能評価機関 [※] が作成した書類について、対象建物の耐震等級、または対象建物が免震建築物であることを証明した書類であれば、その書類の種類によらず確認資料とすることができます。（従来は「建設住宅性能評価書」などの特定の書類のみ確認資料とすることができました。）
②	耐震等級割引	「住宅性能証明書」など耐震等級を1つに特定できない書類であっても、「設計内容説明書」などの登録住宅性能評価機関 [※] への届出書類で耐震等級が確認できる書類をあわせて提出いただくと、その耐震等級を適用できることとなります。（従来は「住宅性能証明書」などのように耐震等級2または3であることは確認できるものの、その書類だけでは耐震等級を1つに特定できない場合は耐震等級2を適用することとしていました。）
③	建築年割引	建築年割引の記載のある保険証券等を確認資料とする場合、その保険証券等に新築年月の記載があることを必要とする要件を廃止します。

※登録住宅性能評価機関により作成される書類と同一の書類を登録住宅性能評価機関以外のものが作成し交付することを認める旨、行政機関により公表されている場合には、そのものを含みます。

お問い合わせ先

セゾン自動車火災保険株式会社

本社 〒170-6068 東京都豊島区東池袋3-1-1
サンシャインビル60

ホームページ <http://www.ins-saison.co.jp>
お客さま相談室 TEL: 03-3980-3572